

令和6年度港湾請負工事積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の港湾請負工事積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。

下記事項については、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

1. 第1部 港湾土木請負工事積算基準

基準書 (該当ページ)	国土交通省	宮崎県
第1章 総則 1節 総則 2. 適用の範囲 (1-1-1)	この積算基準は、 <u>国土交通省直轄</u> の港湾および海岸土木工事を請負施工する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、本基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。	この積算基準は、 <u>宮崎県県土整備部所管</u> の港湾および海岸土木工事を請負施工する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、本基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。
第1章 総則 2節 積算の通則 3. 積算価格構成の内訳 3-4 工事価格の端数処理 (1-2-4)	工事価格は、 <u>10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</u>	工事価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>
第2章 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-2 材料費 2-2-1 材料単価 (2-1-2)	材料単価は、 <u>支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおりとし、以下の方法で決定する。なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると認め</u>	材料単価は、 <u>原則として、予算執行何時点における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は土木工事設計単価を標準と</u>

	<p><u>られる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定する。</u></p>	<p><u>し、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。</u></p> <p><u>当初の支給品の価格設定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</u></p>
<p>第2章 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-2 材料費 2-2-1 材料単価</p> <p>(2-1-2, 2-1-3)</p>	<p>1) 物価資料による場合 2) 物価資料により難い場合</p>	<p>全て削除</p>
<p>第2章 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-8 直接工事費の算定 2-8-2 代価表</p> <p>(2-1-6)</p>	<p>2) 代価表の作成 材料単価の数位欄：<u>銭止め</u> 損料の数位欄：<u>銭止め</u> 施工パッケージ単価の数位欄：<u>有効数字4桁</u> 施工パッケージ単価の摘要欄：<u>5桁目以降切り上げ</u></p>	<p>2) 代価表の作成 材料単価の数位欄：<u>円止め</u> 損料の数位欄：<u>円止め</u> 施工パッケージ単価の数位欄：<u>円止め</u> 施工パッケージ単価の摘要欄：<u>切り捨て</u></p>
<p>第2章 1節 直接工事費 2. 一般事項 2-8 直接工事費の算定 2-8-3 総括表</p> <p>(2-1-6)</p>	<p>1) 単価 総括表の単価には、代価単価及び施工パッケージ単価を用いる。 代価単価＝代価総額／代価数量（能力値）<u>(1位止め、切り捨て)</u></p> <p>施工パッケージ単価<u>(有効数字4桁、5桁目以降切り上げ)</u></p>	<p>1) 単価 総括表の単価には、代価単価及び施工パッケージ単価を用いる。 代価単価＝代価総額／代価数量（能力値）<u>(円止め、切り捨て)</u></p> <p>施工パッケージ単価<u>(円止め、切り捨て)</u></p>

<p>第2章 2節 間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 運搬費 2-3-2 運搬距離 (2-2-3)</p>	<p><u>入手可能であると推定される場所から工事現場までの最短距離とし、原則として往復の運搬費用を計上する。</u></p>	<p><u>最寄りの発注機関の所在地から工事現場までの距離とする。なお、これにより難い場合は主管課と協議する。</u></p>
<p>第2章 3節 一般管理費等 2. 一般管理費の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い (2-3-2)</p>	<p>表-⑥の注釈 (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 <u>予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合</u></p>	<p>表-⑥の注釈 (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 <u>宮崎県財務規則第101条契約保証金を免除することができる場合。</u></p>
<p>第2章 4節 その他 2. 設計変更 2-2 設計変更における材料単価の取り扱いについて (2-4-6)</p>	<p><u>(4) 新単価(変更指示時点単価)とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料および歩掛の全てを新単価(変更設計時点単価)により積算するものとする。</u></p>	<p>全て削除</p>
<p>第2章 4節 その他 2. 設計変更 2-3 設計変更の計算例(総価契約単価合意方式以外) (2-4-6)</p>	<p>2-3 設計変更の計算例(総価契約単価合意方式以外)</p>	<p>全て削除</p>
<p>第4章 市場単価等 (4-1-1)</p>	<p>1. 市場単価の調査方法および決定方法 2. 土木工事標準単価 3. 用語の定義</p>	<p>全て削除</p>

<p>第5章 1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航の積算 2-3-2 運転費の算出 2) 運転費の算出 (5-1-8)</p>	<p>(2) 労務費 ②乗船手当は「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」による。</p>	<p>(2) 労務費 ②乗船手当は<u>(6) 乗船手当</u>による。</p>
<p>第5章 1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航の積算 2-3-2 運転費の算出 2) 運転費の算出 (5-1-8)</p>	<p>(3) 上乘費 ②乗船手当は「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」による。</p>	<p>(3) 上乘費 ②乗船手当は<u>(6) 乗船手当</u>による。</p>
<p>第5章 1節 回航・えい航費 3. えい航 3-3 えい航の積算 3-3-1 運転費の算出 2) 運転費の算出 (2) 労務費 (5-1-17)</p>	<p>②乗船手当は「<u>国土交通省日額旅費規則</u>」による。</p>	<p>②乗船手当は <u>2. 回航</u> <u>2-3 回航の算出</u> <u>2-3-2 運転費の算出</u> <u>(6) 乗船手当</u>による。</p>

2. 第3部 その他の積算基準

基準書 (該当ページ)	国土交通省	宮崎県
第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 (1-1-2)	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>10,000円単位とする。</u> <u>10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。なお、設計変更の積算においても同様とする。</u>	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>
第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-3 設計変更の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2) 各構成費目の算定 (1-1-3)	(2) 直接経費 直接経費は、「2-1-1 2)」の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、「 <u>国土交通省所管旅費取扱規則</u> 」および「 <u>国土交通省日額旅費支給規則</u> 」に準じて積算する。「2-1-1 2)」の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。	(2) 直接経費 直接経費は、「2-1-1 2)」の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、「 <u>職員の旅費に関する条例</u> 」に準じて積算する。「2-1-1 2)」の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。
第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 (1-1-3)	2-3 設計変更の積算	全て削除

<p>第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-5 旅費の算定 2) 旅費の算出方法</p> <p>(1-1-5)</p>	<p>(2) 宿泊を要する場合 旅費 = <u>基準日額 + 日当</u> + 宿泊費 (1泊) + 滞在日額旅費 + 交通費 注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。</p>	<p>(2) 宿泊を要する場合 旅費 = <u>旅行雑費</u> + 宿泊費(1泊) + 滞在日額旅費 + 交通費 注) 交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。</p>
<p>第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-5 旅費の算定 4) 旅費の算出</p> <p>(1-1-5)</p>	<p>(1) 旅費の積算については、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」および「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準じて行うものとする。</p>	<p>(1) 旅費の積算については、「<u>設計業務等標準積算基準書及び参考資料*1</u>」に準じて行うものとする。</p>
<p>第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-5 旅費の算定 4) 旅費の算出</p> <p>(1-1-5、1-1-6)</p>	<p><u>(2) 日当～(6) 鉄道料金は、下記による。</u> <u>(7) その他</u> <u>1. 作業途中で技師等が打合わせのため、現地から事務所までの区間を往復する場合は、交通費を必要回数分計上することができる。ただし、この場合宿泊費は計上しないものとする。</u> <u>3. 設計等業務における協議、打合せ、報告及び旅行日における技術者の基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</u></p>	<p>全て削除</p>

<p>第1編 設計等業務</p> <p>1節 計画・開発・調査等業務</p> <p>補足資料</p> <p>補足資料－1 設計等業務</p> <p>2. 旅費</p> <p>(1－(47))</p>	<p><u>旅費は最寄りの指名業者、また企画競争・プロポーザルの場合は特定業者の所在地から目的地(局・事務所 所在地等) までを対象とする。</u></p>	<p>全て削除</p>
<p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>1節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2－2 積算価格構成の内訳</p> <p>2－2－1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(2－1－2)</p>	<p>(2) 材料費</p> <p>材料費は、<u>当該測量作業を実施するのに要する材料の費用とし、単価は支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおりとする。</u></p>	<p>(2) 材料費</p> <p>材料費は、<u>調査の実施に要する材料の費用</u>とする。</p>
<p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>2節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2－2 積算価格構成の内訳</p> <p>2－2－1 測量作業費</p> <p>1) 直接測量費</p> <p>(5) 直接経費</p> <p>(2－1－2)</p>	<p>①旅費</p> <p>当該測量業務に従事する者に係る旅費とし、<u>「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」</u>に準じ算出する。</p>	<p>①旅費</p> <p>当該測量業務に従事する者に係る旅費とし、<u>「設計業務等標準積算基準書及び参考資料^{*1}」</u>に準じ算出する。</p>
<p>第2編 測量・調査等業務</p> <p>3節 測量業務</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2－3 測量業務費の積算方式</p> <p>(2－1－3)</p>	<p>計算式以降の部分</p> <p>測量作業費及び測量調査費は、<u>10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u></p>	<p>計算式以降の部分</p> <p>測量作業費及び測量調査費は、<u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u></p>

<p>第2編 測量・調査等業務 5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (2-5-2)</p>	<p>(2) 材料費 材料費は、<u>当該業務（工事）の実施に要する材料の費用とし、単価は、支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）の定めるとおりとする。</u></p>	<p>(2) 材料費 材料費は、<u>調査の実施に要する材料の費用</u>とする。</p>
<p>第2編 測量・調査等業務 5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (4) 直接経費 (2-5-2)</p>	<p>①旅費 当該業務（工事）に従事する者に係る旅費とし、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」および「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準じ算出する。</p>	<p>①旅費 当該業務（工事）に従事する者に係る旅費とし、「<u>職員の旅費に関する条例</u>」に準じ、<u>必要な部分のみを積み上げて算出する。</u></p>
<p>第2編 測量・調査等業務 5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 (2-5-3)</p>	<p>計算式以降の部分 業務価格は、<u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u></p>	<p>計算式以降の部分 業務価格は、<u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u></p>
<p>第2編 測量・調査等業務 6節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 直接工事費 (2-6-2)</p>	<p>(2) 材料費 材料費は、<u>探査工事の実施に要する材料の費用とし、単価は、支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）の定めるとおりとする。</u></p>	<p>(2) 材料費 材料費は、<u>調査の実施に要する材料の費用</u>とする。</p>

<p>第2編 測量・調査等業務 6節 潜水探査業務 2. 積算価格の内訳 2-3 潜水探査工事の積算方式 (2-6-2)</p>	<p>(3) 潜水探査工事費(消費税等相当額を除く)は、<u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000 円単位で切り捨て)するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u></p>	<p>(3) 潜水探査工事費(消費税等相当額を除く)は、<u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u></p>
<p>第2編 測量・調査等業務 8節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (2-8-2)</p>	<p>(2) 材料費 材料費は<u>当該点検・保守作業を実施するのに要する材料の費用とし、単価は支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおりとする。</u></p>	<p>(2) 材料費 材料費は、<u>調査の実施に要する材料の費用</u>とする。</p>
<p>第2編 測量・調査等業務 8節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費 (5) 直接経費 (2-8-2)</p>	<p>①旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係る旅費とし、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」および「<u>国土交通省 日額旅費支給規則</u>」に準じ算出する。</p>	<p>①旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係る旅費とし、「<u>職員の旅費に関する条例</u>」に準じ、<u>必要な部分のみを積み上げて算出する。</u></p>
<p>第2編 測量・調査等業務 8節 海象観測装置定期点検・保守業務 2. 積算価格の内訳 2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式</p>	<p>計算式以降の部分 業務価格は、<u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000 円単位で切り捨て)する</u></p>	<p>計算式以降の部分 業務価格は、<u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u></p>

(2-8-3)	<u>ものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u>	
第2編 測量・調査等業務 その他 参考資料 参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費 (2-(3))	②材料費 材料単価は、 <u>支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおりとする。</u>	②材料費 材料単価は、 <u>調査の実施に要する材料の費用</u> とする。
第2編 測量・調査等業務 その他 参考資料 参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費 ③直接経費 (2-(3))	Ⅲ) 旅費 旅費は、 <u>「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」</u> に準じ算出する。	Ⅲ) 旅費 旅費は、 <u>「職員の旅費に関する条列」</u> に準じ、 <u>必要な部分のみを積み上げて算出する。</u>
第2編 測量・調査等業務 その他 参考資料 参考資料-1 気象・海象調査 2. 積算価格の内訳 2-3 調査費の積算方式 (2-(4))	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 業務価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>

<p>第3編 測量・調査等業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (直接調査費) (3-1-2)</p>	<p>①材料費 調査の実施に要する材料の費用とし、<u>単価は支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるところ</u>とする。</p>	<p>①材料費 調査の実施に要する材料の費用とする。</p>
<p>第3編 測量・調査等業務 2節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (2) 間接調査費 (3-1-3)</p>	<p>⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」および「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準じて積算する。</p>	<p>⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、「<u>設計業務等標準積算基準書(参考資料)※1</u>」に準じて積算する。</p>
<p>第3編 測量・調査等業務 2節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-3 土質調査の積算方式 (3-1-3)</p>	<p>計算式以降の部分 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、<u>10,000円単位とする。</u> <u>10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u></p>	<p>計算式以降の部分 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、<u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u></p>

※1 宮崎県土整備部が発注する土木工事(委託業務を含む)において準拠している国土交通省の積算基準書のこと。

3. 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準

基準書 (該当ページ)	国土交通省	宮崎県
第1章 総則 1節 総則 2. 適用の範囲 (1-1)	この積算基準は、 <u>国土交通省直轄</u> の港湾工事用の船舶(鋼船、軽合金船、FRP船、鋼製浮棧橋等)および機械(斜路式、ドック式ケーソンヤードの各設備、鋼製測量檣等)の製作工事、修理工事、改造工事、据付工事に適用する。	この積算基準は、 <u>宮崎県</u> の港湾工事用の船舶(鋼船、軽合金船、FRP船、鋼製浮棧橋等)および機械(斜路式、ドック式ケーソンヤードの各設備、鋼製測量檣等)の製作工事、修理工事、改造工事、据付工事に適用する。
第2章 6節 数量および価格等の取扱い 3. 価格の取扱い (2-16)	3-1 工事価格にかかる各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。なお、工事価格は、 <u>10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</u>	3-1 工事価格にかかる各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。なお、工事価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>